

51 補装具費の対象拡大

提出先 厚生労働省

【提案項目】

補聴器について、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児についても医師が必要と認める場合は、障害者総合支援法に基づく補装具費の支給対象となるよう対象範囲を拡大すること。

【提案理由等】

難聴の程度が軽度・中等度であっても、早期から適切な補聴がなされないと言語の習得やコミュニケーション能力の向上等に影響が生じるため、補聴器を装用するなどの対策が有効とされているが、補聴器が高額で保護者の経済的理由により装用できない場合があることから、医師が認める場合は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対しても補聴器を補装具費の支給対象範囲とすることが必要である。